

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名： 板橋区

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.2%
全職員	76.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	116.4%
本庁課長相当職	100.6%
本庁課長補佐相当職	99.3%
本庁係長相当職	98.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6%
31～35年	94.7%
26～30年	93.3%
21～25年	85.3%
16～20年	84.0%
11～15年	88.1%
6～10年	90.2%
1～5年	90.2%

【説明欄】

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	18.9%

【説明欄】

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

役職段階	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	12.5%
本庁課長相当職	19.5%
本庁課長補佐相当職	31.5%
本庁係長相当職	46.2%

【説明欄】

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	79.0%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業取得率

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	6.1%	0%	—	0%
1 週間以上 2 週間未満	0%	0%	—	0%
2 週間以上 1 月以下	28.6%	0%	—	50%
1 月超 3 月以下	18.4%	0%	—	0%
3 月超 6 月以下	22.4%	2.8%	—	0%
6 月超 9 月以下	10.2%	9.9%	—	50%
9 月超 12 月以下	10.2%	18.3%	—	0%
12 月超 24 月以下	4.1%	43.7%	—	0%
24 月超	0%	25.4%	—	0%

【説明欄】

- ・取得率は、令和7年度中に新たに育児休業の取得が可能となった者を対象にしています。
- ・会計年度任用職員については、本人から自発的な申し出があった場合など、子の出生等を把握した職員数を基に算出しています。
- ・取得対象者がいない場合、「—」と記載しています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.7 時間／月
内部部局等以外	5.9 時間／月

【説明欄】

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
常勤職員	62.1%
非常勤職員	80.4%

【説明欄】

Ⅶ 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

区分	令和7年度
出産支援休暇取得率	77.4%
育児参加休暇取得率	54.8%

区分	令和7年度
合わせて5日以上の休暇を取得した職員の割合	51.9%
平均取得日数	3.1日

【説明欄】

--